

(第1条関係)寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>～略～</p>

(第2条関係)寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>～略～</p>

(第3条関係)寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>～略～</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(加える)	4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u>
～略～	～略～

(第4条関係)寒川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、1日以上6月以下給料 _____ _____ の10分の1以下を減ずるものとする。	第3条 減給は、1日以上6月以下給料(地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する職員については、報酬)の10分の1以下を減ずるものとする。
～略～	～略～

(第5条関係)寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
<u>(臨時職員等の勤務時間、休暇等)</u>	<u>(会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等)</u>
第17条 <u>臨時的に任用される職員及び常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</u> の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	第17条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員</u> の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。
～略～	～略～

(第6条関係)寒川町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で

定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

ア (略)

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ (略)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

～略～

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当

定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

ア (略)

(ア) 引き続いて

在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び_____引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ (略)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に_____引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

～略～

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当

してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) (略)

～略～

してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に_____引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に_____引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) (略)

～略～

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

～略～

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____

_____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)

第8条 育児休業をした職員 _____

_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び職務に復帰した日後における最初の当該職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、号給の調整ができる。

～略～

(部分休業をすることができない職員)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に _____ 引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

～略～

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6

か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)

第8条 育児休業をした職員 (会計年度任用職員を除く。)

_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び職務に復帰した日後における最初の当該職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、号給の調整ができる。

～略～

(部分休業をすることができない職員)

<p>第20条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>第20条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法_____第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>ア 引き続き_____在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	--

(第7条関係)寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(補償基礎額)	(補償基礎額)
第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。	第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(加える)	(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額</u>
～略～	～略～

(第8条関係)寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
番号	職名	支給区分	報酬額	番号	職名	支給区分	報酬額
(略)				(略)			
18	青少年指導員	同	8,700	(削る)			
			円				

19～37 (略)				18～36	
38	交通指導員	同	184,300円	(削る)	
39～62 (略)				37～60 (略)	
備考 (略)				備考 (略)	
別表第2(第4条関係)				別表第2(第4条関係)	
区分		費用弁償の額		区分	
(略)		(略)		(略)	
B	別表第1に掲げる者のうち第10号から第62号までの者	(略)		B	別表第1に掲げる者のうち第10号から第60号までの者
～略～				～略～	

(第9条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(臨時職員等の給与)	(臨時的に任用される職員等の給与)
第20条 _____ 臨時的に任用される職員については、別に規則で定めるところにより給与を支給する。	第20条 法第22条の3第4項の規定により 臨時的に任用される職員については、別に規則で定めるところにより給与を支給する。
2 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、 <u>予算の範囲内</u> で _____ 給与を支給する。	2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 _____ については _____、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、 <u>別に条例で定めるところにより</u> 給与を支給する。
～略～	～略～

(改正附則)

現行	改正案
	附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。